

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
30年－21 (30.9.11)	福祉保健	<p>精神障がい者の交通運賃割引制度について他の障がい者と同様な適用を求めることについて</p> <p>▶陳情理由</p> <p>現在、鳥取県内においては、身体障がい者及び知的障がい者に対してタクシーの運賃が1割引となっているが、精神障がい者に対しては適用になっていない。また、鳥取県内発着の高速路線バス及び定期観光バスの運賃についても、身体障がい者及び知的障がい者に対しては半額の割引があるが、精神障がい者に対しては適用外となっている。</p> <p>精神障がい者も他の障がい者と同様に自家用車で通院や外出ができる者は少なく、親も高齢となり、移動手段にはタクシーが必要となっている。鳥取県内でも一部の町では、公共交通の補完として高齢者と障がい者に対してタクシーチケットが支給されているが、適用範囲は当該の町内に限られている。</p> <p>また、精神障がい者には、障害年金を主な収入として地域で暮らす者も多いが、経済的なゆとりもないため、運賃割引の対象外とされているJR（鉄道）の利用も難しく、県外に出向くことができない生活をしている。</p> <p>そもそも、平成18年10月から精神障害者福祉手帳には原則として顔写真を添付することとなり、精神障害者福祉手帳を用いて本人確認をすることが可能になったのであるから、これらの運賃割引の対象から精神障がい者を除外する根拠はないと思われる。</p> <p>平成26年2月、我が国でも障害者の権利に関する条約（国連障害者権利条約）が発効し、平成28年4月には障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）が施行された。これらのことから、精神障がい者を障害者福祉制度から除外することは法の理念・条文に照らして許されない。</p> <p>障害者差別解消法第3条は、「国及び地方公共団体の責務」として「この法律の主旨にのっとり、障害を理由とする差別の</p>	鳥取県精神障害者家族会連合会 会長 濱崎 智 熙	

福祉生活病院常任委員会・陳情

福祉生活病院常任委員会・陳情

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	審査結果
		<p>解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない」としている。 以上の理由から、次の事項について陳情を行うものである。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>1 精神障がい者についても、他の障がい者と同様に、鳥取県内におけるタクシーの運賃を1割引にすること。 2 精神障がい者についても、他の障がい者と同様に、鳥取県内発着の高速路線バス及び定期観光バスの運賃を半額にすること。</p>		

福祉生活病院常任委員会・陳情